

保護者の皆様、預かり人の方へ

留守家庭理由による指定校変更とは、保護者の就労等のため、登下校時に児童が保護者の親族の居所や、保護者の勤務先の所在地から通学するため、その学区の学校へ指定校を変更する制度です。

留守家庭を理由とした指定校変更を申請される方は、以下の点のご確認をお願いいたします。

【制度について】

- 留守家庭理由による指定校変更は小学生のみが対象です。

小学校卒業後は学区の中学校へ就学していただくことになります。

- 本制度は毎年度申請が必要です。

2月末日までにご申請ください。（ただし、5年生は卒業まで適用。）

【申請できるご家庭について】

同居の方の就労状況を確認してください。

- 小学生の登下校時に就労しています。

※登校時刻は午前8時、下校時刻は午後4時とし、その時間に18歳以上の方がご家庭にいないことが原則です。

- 平日（月曜日から金曜日）に3日以上就労しています。

※就労証明書のみで判断できない場合は、シフト表等の提出を依頼する場合があります。

【児童クラブについて】

- 児童クラブとの併用はできません。

※公設の児童クラブ、または、市に届出している民設児童クラブに入所される方は、指定校変更制度の利用ができません。

※ 児童クラブ担当課（青少年課）に情報を提供することがあります。

【預かり人について】

- 預かり人になる方にご確認ください。

祖父母等の親族の方が預かり人になる場合も、以下の点をご確認ください。

※登下校時に保護者の代わりに預かることができ、急病や災害等の緊急事態において学校から引き取り要請があった場合についても、責任を持って引き取り、預かることができる方にお願いしてください。

- 「預かり承諾書」と「預かる方の住民票」を提出してください。

※預かる方の住民票は、継続柄が記載された世帯全員のものが必要です。

【自営業の方について】

- 所在地がわかるもの（営業許可書等）を提出してください。

- ご自宅兼事務所でお子様が過ごせる場合は、制度の利用をご遠慮ください。

※ただし、どうしても監護ができない場合は、ご相談ください。必要な場合は申出書を提出してもらいます。

※書類の審査には10日程度かかる場合があります。